

## 香川県広域水道企業団条例第2号

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とし、使用者は、その料金を毎月、香川県広域水道企業団に納入しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 30日を超えて水道の使用を休止した場合で1月のうちにその休止の初日から起算して30日を経過する日後の休止期間があるときのその月の料金の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額からその休止期間の基本使用水量を合計した水量に基本料金の料率の2分の1を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、使用者は、その料金を毎月、香川県広域水道企業団に納入しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 30日を超えて水道の使用を休止した場合で1月のうちにその休止の初日から起算して30日を経過する日後の休止期間があるときのその月の料金の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額からその休止期間の基本使用水量を合計した水量に基本料金の料率の2分の1を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。